

「いわゆる総量規制」等について

I 「いわゆる総量規制」とは

- 障害福祉計画・障害児福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合などに、都道府県等が新たな事業所の指定申請があっても、指定をしないことができる仕組み
- 市町村は、計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう、都道府県に意見を申し出ることができる（意見申出制度）。

<対象サービス>

- （日中活動系）生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
- （居住系）障害者支援施設（施設入所支援）、共同生活援助（令和9年度から）
- （児童通所）児童発達支援、放課後等デイサービス

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2～4（略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

6 関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

2 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画における位置づけ

○ 国の基本指針において、地域差の是正、質の確保などの観点から「いわゆる総量規制」の活用等について明記

○ 国から一部の対象市町村に対して、以下の要請事項が示される予定

- ① 当該サービスの必要な量の見込みを算定するにあたっては、過去の伸び率をベースに見込みを算定するのではなく、全国平均の伸び率を用いて算定する。
- ② 都道府県が、対象市町村における対象サービスに係る事業者の指定をするにあたっては、いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

○ 対象市町村は、以下の要件に該当する場合に国から通知（8月予定）

- （要件1）いわゆる全部過疎の市町村でないこと
（要件2）人口に占めるサービス利用者割合（年齢調整しないもの）が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村

○ 地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者、医療的ケアが必要な者など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能